

不停止決定通知書)によるものとする。

3 条例第25条の7第4項において準用する条例第19条第5項後段の規定による通知書は、別記第13号の8様式(自己情報利用停止請求決定期間延長通知書)によるものとする。

第15条及び第16条を次のように改める。

第15条及び第16条 削除

第18条中「第41条」を「第42条」に改める。

別記第1号様式中「法人その他の団体」を「法人」に、

「

」を「

」に改める。

別記第2号様式中

「

」を「

」に、

「電話番号」を「電話番号() - 」に改める。
別記第3号様式中

「

」を「

」に、

「電話番号」を「電話番号() - 」に、
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。に
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。」に
改める。

別記第4号様式中「電話番号」を「電話番号() - 」に、
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。に
この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。」に
改める。

別記第6号様式中「第19条第6項」を「第19条第6項(第7項)」に、「ご意見」を「御意見」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に改める。

別記第8号様式中「第19条第7項」を「第19条第8項」に、
「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」を

「なお、この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができますが、開示を実施する日の前日までに異議申立てがないときは、開示されることとなりますので御承知ください。」に、

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。」

「電話番号」を「電話番号() - 」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号の2様式 (第7条の2関係)

| | | |
|--|-----------------------|-----------------|
| 開示請求事案移送通知書 | | 熊労委第 号 年 月 日 |
| 様 | | |
| 熊本労働委員会 印 | | |
| 年 月 日付けで請求のありました個人情報の開示については、熊本県個人情報保護条例第19条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。 | | |
| 移送をした開示請求事案の内容 | | |
| 移送した実施機関の担当課等 | (電話番号 () - (内線 ())) | |
| 移送を受けた実施機関及び担当課等 | (電話番号 () - (内線 ())) | |
| 移送をした日 | 年 月 日 | |
| 移送をした理由 | | |
| 備考 | | |

(注) 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等をするようになります。

(日本工業規格A4)

別記第9号様式中「(第11条関係)」を「(第10条関係)」に、「法人その他の団体」を「法人」に、「訂正を求める内容」を「訂正請求の趣旨及び理由」に、

| | |
|----|--|
| 住所 | |
|----|--|

を

| | |
|----|------------------|
| 住所 | (電話番号 () - ()) |
|----|------------------|

に改め、「訂正の内

容を」の次に「含め、」を加え、「5 請求の際は、訂正を求める内容が事実合致することを証明する書類の提出又は提示が必要です。」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別記第10号様式中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「電話番号」を「電話番号 () - ()」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「電話番号」を「電話番号 () - ()」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。」

改める。
別記第13号様式中「(第13条関係)」を「(第12条関係)」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に改め、同様式の次に次の7様式を加える。

別記第13号の2様式(第12条の2関係)

| | |
|--|-------------------|
| 訂正請求事案移送通知書 | |
| 熊労委第 号 年 月 日 | |
| 様 | |
| 熊本県労働委員会 印 | |
| 年 月 日付けで請求のありました個人情報の訂正については、熊本県個人情報保護条例第25条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。 | |
| 移送をした訂正請求事案の内容 | |
| 移送した実施機関の担当課等 | (電話番号() - (内線)) |
| 移送を受けた実施機関及び担当課等 | (電話番号() - (内線)) |
| 移送をした日 | 年 月 日 |
| 移送をした理由 | |
| 備考 | |
| (注) 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正決定等をするようになります。 | |

(日本工業規格A4)

別記第13号の3様式（第12条の3関係）

個人情報訂正実施通知書

熊労委第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会

印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正したので、熊本県個人情報保護条例第25条の3の規定により通知します。

| | |
|-------------|--------------------|
| 提供した個人情報の内容 | |
| 訂正の内容 | |
| 訂正年月日 | 年 月 日 |
| 担当課等 | (電話番号 () - (内線)) |
| 備考 | |

(日本工業規格A4)

別記第13号の4様式（第12条の4関係）

自 己 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

請 求 者 住 所 又 は 居 所 郵便番号 -

{ 法人にあっては、
 主たる事務所の所在地 }
 氏 名
 { 法人にあっては、
 その名称及び代表者の氏名 }
 連 絡 先
 { 法人にあっては、
 担当者の氏名及び連絡先 }

電話番号 () -

熊本県個人情報保護条例第25条の4第1項又は第2項において準用する第14条第2項の規定により、次のとおり自己情報の利用停止を請求します。

| | |
|------------------|--|
| 利用停止請求に係る自己情報の内容 | |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | |

<法定代理人記入欄>法定代理人が本人に代わって請求する場合は、次の欄にも記入してください。

| | | |
|---|--------|---------------|
| 本人の区分 { 該当するものの番号を } { ○で囲んでください。 } | 1 未成年者 | 2 成年被後見人 |
| 本人の氏名及び住所 | 氏名 | |
| | 住所 | (電話番号 () -) |
| 本人に代わって利用停止請求をする理由 | | |

- (注) 1 「利用停止請求に係る自己情報の内容」欄は、請求に係る自己情報が特定できるように具体的に記載してください。
 2 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄は、どのような利用停止を求めらるかを含め、具体的に記入してください。
 3 請求の際は、本人又は法定代理人自身であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）の提出又は提示が必要です。
 4 法定代理人が請求する際は、(注)3の書類のほか、その資格を有することを証明するために必要な書類（戸籍謄本等）の提出又は提示が必要です。

<職員記入欄>次の欄は、記入しないでください。

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 請求者確認欄 | 1 運転免許証 | 2 旅券 |
| | 3 その他 () | |
| 法定代理人資格確認欄 | 1 戸籍謄本 | 2 その他 () |
| 開示を受けたことの確認 | 1 個人情報開示決定通知書 2 個人情報部分開示決定通知書 3 他の法令等の規定又は知事の定めにより交付を受けた個人情報 が記録された物の写し | |
| 備考 | 受付年月日 年 月 日 | |

別記第13号の5様式（第12条の6関係）

個人情報利用停止決定通知書

熊本県指令労委第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会

印

| | |
|------------------|--------------------|
| 利用停止請求に係る個人情報の内容 | |
| 利用停止の内容 | |
| 利用停止年月日 | |
| 担当課等 | (電話番号 () - (内線)) |
| 備考 | |

(日本工業規格 A 4)

別記第13号の6様式（第12条の6関係）

個人情報部分利用停止決定通知書
 熊本県指令労委第 号

住 所
 氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

| | |
|----------------|---|
| 利用停止に係る個人情報の内容 | |
| 利用停止の内容 | |
| 利用停止年月日 | 年 月 日 |
| 利用停止しないこととした部分 | |
| 利用停止しないこととした理由 | |
| 担当課等 | （電話番号（ ） - （内線 ）） |
| 備考 | |

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。
 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。

（日本工業規格A4）

別記第13号の7様式（第12条の6関係）

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県指令労委第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第3項の規定により、次のとおり個人情報を利用停止しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会

印

| | |
|-----------------|---------------------|
| 利用停止に係る個人情報の内容 | |
| 個人情報の利用停止をしない理由 | |
| 担当課等 | (電話番号 () - (内線)) |
| 備考 | |

教 示

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。

(日本工業規格A4)

別記第13号の8様式（第12条の6関係）

自己情報利用停止請求決定期間延長通知書

熊労委第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会

印

年 月 日付で請求のありました個人情報の利用停止については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第4項において準用する第19条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定をする期間を延長したので通知します。

| | |
|-------------------------------|--------------------|
| 利用停止請求に係る個人情報の内容 | |
| 熊本県個人情報保護条例第25条の7第1項に規定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長後の決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 延長の理由 | |
| 担当課等 | (電話番号 () - (内線)) |
| 備考 | |

(日本工業規格A4)

別記第14号様式中「(第14条関係)」を「(第13条関係)」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に改める。

別記第15号様式中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に改める。

別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。

別記第16号様式及び別記第17号様式 削除

別記第18号様式中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に改める。

別記第19号様式中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に、「担当課(室・総室)」を「担当課等」に改める。

別記第20号様式中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。に、

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。」

「担当課(室・総室)」を「担当課等」に改める。

別記第21号様式中「(第19条関係)」を「(第17条関係)」に、「電話番号」を「電話番号() - 」に、

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。」を

「この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県労働委員会に対して異議申立てをすることができます。に

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。」

改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。